

令和 6 年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

1 事業概要

令和 2 年 4 月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

これは、人生 100 年時代を見据えて、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で健やかに過ごせるよう生活習慣病の発症及び重症化予防、心身の機能低下予防など健康の保持増進及び社会参加の促進をめざして実施します。

あきる野市では、高齢者の保健事業、健康診査事業、介護予防事業を実施する保険年金課、健康課、高齢者支援課が連携し、市の実情にあった取組を展開していきます。

2 事業内容

(1) 企画調整業務

専従の医療専門職（保健師等）を配置し、事業全体の企画・調整などを行う。

- ア 医療・健診・介護データの確認及び分析
- イ 事業の企画及び評価
- ウ 関係者の連携及び調整

(2) 高齢者への支援事業

地域を担当する医療専門職を配置し、ハイリスクアプローチ(※1)とポピュレーションアプローチ(※2)を行う。

ア ハイリスクアプローチ

医療、健診、介護の状況から一定の条件に該当する者に対し、保健師、管理栄養士、健康運動指導士が、測定、健康教育、保健指導・相談等を個別に実施します。

イ ポピュレーションアプローチ

市内各町内会館・自治会館に、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士を派遣し、健康チェック、身体機能測定、健康体操、健康教育及び健康相談を実施します。

(※1) 健康リスクが高い人たち一人ひとりに働きかけ、健康状態の改善を目指すこと。

(※2) 健康リスクの有無にかかわらず地域全体(集団)に働きかけ、健康的な生活習慣の啓発や疾病の発症及び重症化予防などの健康教育を行い、地域全体の健康づくりや健康リスクを下げることを目指すこと。